

館林市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

1 中間見直しの根拠

「子ども・子育て支援事業計画」の見直しについては、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、「市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされています。

「第2期館林市子ども・子育て支援事業計画」の策定期間は、令和2年度から令和6年度であることから、本市においても、中間年にあたる令和4年度に計画の見直しを行いました。

2 本市の見直しの考え方について

今回の見直しでは、施設整備の進捗状況や事業の実施状況・利用状況等の変化により、必要に応じて見直しを検討し、「館林市子ども・子育て会議」にて審議を行います。本年度中に見直しを行い、本市が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施していきます。

「量の見込み」とは、市民の利用希望見込数を示したもの。

「確保方策」とは、「量の見込み」の受け入れ可能見込み数を示したもの。

「確保方策」が「量の見込み」を下回っている場合は、その状態を解消するための取組を積極的に進めていくこととなります。